

高齢者虐待防止のための指針

特別養護老人ホーム いなほ

目次

1. 施設における虐待の防止に関する基本的考え方	2
2. 高齢者虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項	2
3. 高齢者虐待防止のための職員研修に関する基本方針	3
4. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制	3
5. 虐待が発生した場合の対応に関する基本方針	3
6. 成年後見制度の利用支援	4
7. 虐待等に係る苦情解決方法	4
8. 入居者等による本指針の閲覧	4
9. その他虐待防止の推進のために取り組む事項	4

1. 施設における虐待の防止に関する基本的考え方

(1)当施設では、高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する行為を行いません

2. 高齢者虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

当施設では、虐待等の発生の防止等に取り組むにあたって「高齢者虐待防止委員会」を設置する。

①設置の目的

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施することを目的とします。

②高齢者虐待防止委員会の構成委員

- ・施設長
- ・介護支援専門員
- ・生活相談員
- ・看護職員
- ・介護職員
- ・機能訓練指導員
- ・栄養士
- ・その他必要に応じ委員を指名する。

③高齢者虐待防止委員会の開催

委員会は、3月に1回以上開催します。

虐待事案発生時等、必要な際は、随時委員会を開催します。

④高齢者虐待防止委員会の検討項目

- ア)虐待防止委員会その他施設内の組織に関すること
 - イ)虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること
 - ウ)虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- エ)虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- オ)職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること

カ)虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関するこ

キ)前号の発生の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関するこ

⑤高齢者虐待防止の担当者の選任

前2項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

3. 高齢者虐待防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施する。

- ①定期的な研修の実施(年2回以上)
- ②新任職員への研修の実施
- ③その他必要な教育・研修の実施

④実施した研修についての実施内容(研修資料)及び出席者の記録と保管

4. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

- (1)職員が他の職員等による利用者への虐待等を発見した場合は、速やかに担当者へ報告します。虐待者が担当者本人であった場合は、他の上長等に相談します。
- (2)担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や、前項(1)職員からの相談及び報告があった場合には、報告者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った当人に事実確認を行います。虐待者が担当者の場合は、他の上席者等が担当者を代行します。また、必要に応じて関係者へ事情を確認し、これら確認の経緯は時系列で概要を整理します。
- (3)確認の結果、虐待が事実であると判断された場合には、「5. 虐待が発生した場合の対応に関する基本方針」により、必要な措置を講じます。
- (4)実施した事実確認の内容や虐待が発生した経緯等を踏まえ、委員会において当該事案がなぜ発生したかを検証のうえ原因を除去し、再発防止策の作成と職員への周知を行います。

5. 虐待が発生した場合の対応に関する基本方針

- (1)虐待が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であることが判明した場合には、役職位の

-3-

如何を問わず厳正に対処します。

- (2)緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

6. 成年後見制度の利用支援

- (1)利用者またはご家族に対して、利用が可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の窓口を案内する等の支援を行います。

7. 虐待等に係る苦情解決方法

- (1)虐待等の苦情・相談を受けた窓口の担当者は、その内容を苦情解決責任者へ報告します。虐待等を行った者が当該責任者である場合には、他の上席者へ相談します。
- (2)窓口に寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう、細心の注意を払います。
- (3)対応の流れは、上述「5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制」によるものとします。
- (4)対応の結果は、相談者へ報告します。

8. 入居者等による本指針の閲覧

- (1)本指針は、施設内またはホームページ上にて閲覧可能とします。

9. その他虐待防止の推進のために取り組む事項

- (1)「4. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針」に定める研修会の他、社会福祉協議会や老人福祉施設協議会等による研修会等へ積極的に参画し、利用者の権利擁護に努めるとともに、サービスの質を低下させないよう、常に研鑽を図ります。
- (2)必要に応じて「高齢者虐待対応支援マニュアル」を活用します。

(附則)
令和 6年 5月 1日 施行